

事務事業調査 (11)

事務事業名		広報紙等発行事業											管財・総務・人事分科会		
事業概要		住民と行政を結ぶパイプ役として、住民に直接関わりのある情報の他、行政の現状や課題などの情報をタイムリーに分かりやすく提供する。													
事業比較	区分	小田原市	南足柄市	中井町	大井町	松田町	山北町	開成町	箱根町	真鶴町	湯河原町	例示1	例示2	例示3	
	1か月の発行回数	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	2	2	2	
	1回の発行部数	73,500	13,400	3,100	6,000	5,100	6,470	5,500	7,500	3,500	11,500	—	73,500	—	
	規格	A4判	A4判	A4判	A4判	タブロイド・B4	A4判	A4判	A4判	A4判	A4判	A4判	A4判	A4判	A4判
	配布方法 (1部あたりの単価(円))	自治会 (7.5) 新聞折込 (8.3)	自治会 (9.0)	自治会 (13.7)	自治会 (8.3)	自治会 (3.1)	自治会 (0) <small>自治会長を広報委員に 委嘱し、その手当に配 布手当も含んでいるの で単価は0円。</small>	自治会 (5.7) <small>別途、行政連絡員 報酬と自治会運 営推進費等の支 出あり。</small>	新聞折込 (17.9)	新聞折込 (7.0)	新聞折込 (7.0)	—	自治会 (7.5) 新聞折込 (8.3)	自治会	
	(注1)総事業費(千円)	59,307	10,525	4,194	6,728	4,103	6,201	6,895	4,440	1,873	4,477	—	59,307	10,874	
	(注2)1部単価(円)	33.6	32.7	56.4	50.9	33.5	39.9	52.2	49.3	44.6	32.4	—	33.6	42.6	
	1部単価を例示1とし た場合の負担増減額 (千円)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	1部単価を例示2とし た場合の負担増減額 (千円)	0	281	△1,694	△2,293	10	△984	△2,460	△1,416	△462	160	—	△8,858	—	
1部単価を例示3とし た場合の負担増減額 (千円)	15,839	3,175	△1,025	△1,105	1,111	414	△1,272	△606	△82	1,402	—	—	17,851		
現状の分析	<p>* (注1)【総事業費】=印刷・製本、配布等を含めた広報紙発行費 * (注2)【1部単価】=総事業費/年間の発行部数 基礎ベースは平成18年度決算</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ページ数やカラー等の仕様に関わらず、発行部数の少ない町の発行単価が比較的高い傾向が見られる。1部単価で一番高いのは中井町で、湯河原町の一部単価が最も低い。下郡3町では自治会での配布を行っておらず、新聞折込としている。</li> <li>現在の2市8町の広報紙等発行費の総事業費108,743千円、2市8町全体での年間発行部数2,974,080部</li> </ul>														
類似中核市のサービス水準	都市名(人口)	宇都宮市(504千人)			川越市(334千人)			横須賀市(421千人)			岡崎市(368千人)		姫路市(535千人)		
	(注1)総事業費(千円)	147,239			115,477			66,270			157,342		37,386		
	(注2)1部単価(円)	47.33			34.32			タブロイド版 8.55			47.85		14.84		
合併を想定した場合	メリット	スケールメリットで印刷等に係る経費を削減することができる。													
	課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>配布方法、規格に相違があること。</li> <li>情報の量や質の低下を招かないように、均一にきめ細かい地域情報を提供すること。1回の掲載で2市8町すべての情報を掲載することは難しい。</li> <li>自治会にとって配布手数料は貴重な収入源となっているので、行政の便宜上の理由だけで、新聞折込に移行するなど配布方法を変更することは難しいと考えられる。</li> <li>下郡3町でも自治会配布を行う場合は、自治会の負担が大きくなるため、自治会が請け負えない場合もあるのではないか。</li> </ul>													
	財政面への影響	配布方法等など発行形態に相違があり、また印刷部数が増えるほど単価は安価になるので、上記のとおり単純に事業比較することは難しいと考えられる。													
	対応策	<ul style="list-style-type: none"> <li>合併した場合の発行回数・規格・配布方法等のシミュレーションを策定し、住民サービス・経費等の面で検討する。</li> <li>全体ページ数の中で、統一版・地域版の割り振りなど、広報紙の基準づくりを行う。【例】1日号=政策広報 全16P(統一版12P・地域版4P)、15日号=お知らせ 全16P(統一版8P・地域版8P)。地域版の考え方 A版=小田原(73,500部)、B版=南足柄・上郡版(39,570部)、C版=下郡版(22,700部)</li> </ul>													

事務事業調査 (13)

事務事業名												管財・総務・人事分科会			
議員法定数、条例定数、現員数、任期（改選時期）															
事業概要															
議員法定数、条例定数は、地方自治法・条例により定められている。（合併する場合には、新たな都市規模にふさわしい、条例定数を決定することになる。）															
事業比較	区分	小田原市	南足柄市	中井町	大井町	松田町	山北町	開成町	箱根町	真鶴町	湯河原町	例示1	例示2	例示3	
	議員法定数	34人	26人	22人	22人	22人	22人	22人	22人	18人	26人	46人			
	条例定数 （※は次回の一般選挙から）	28人	16人	14人	16人（※）	14人	14人	14人	16人	12人	16人（※）	46人	38人	31人	
	現員数	28人	16人	14人	18人	14人	14人	14人	16人	12人	18人				
	任期（改選時期）	H19.5.1 ～H23.4.30	H19.4.30 ～H23.4.29	H19.4.30 ～H23.4.29	H16.10.1 ～H20.9.30	H19.10.1 ～H23.9.30	H19.5.1 ～H23.4.30	H19.5.1 ～H23.4.30	H17.9.30 ～H21.9.29	H17.9.30 ～H21.9.29	H16.4.1 ～H20.3.31				
現状の分析	<ul style="list-style-type: none"> <li>議員定数（現員数）について、大井町は、次回一般選挙から2人の減員。（湯河原町は、平成20年4月1日から16人）</li> <li>議員法定数に対し減員率は、南足柄市が38.5%と一番高く、小田原市が17.6%と一番低い（以下、平成17年度国勢調査の人口を基礎として算出）。</li> <li>議員一人当たりの人口は、小田原市が7,097人で一番多く、中井町、真鶴町が726人で一番少ない。</li> <li>議員一人当たりの居住地面積は、小田原市が2.55k㎡で一番広く、真鶴町が0.29k㎡で一番狭い。</li> <li>統一地方選挙によらない町は、大井町、松田町、箱根町、真鶴町、湯河原町、それ以外の市町は統一地方選挙により選挙を行っている。</li> </ul>														
類似中核市のサービス水準	都市名（人口）	宇都宮市（504千人）			川越市（334千人）			横須賀市（421千人）			岡崎市（368千人）		姫路市（535千人）		
	議員法定数	46人			46人			46人			46人		46人		
	条例定数	50人（合併特例）			40人			45人			44人		49人（合併特例）		
合併を想定した場合	メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>合併新法を適用しない場合は、法定数（上限数）46人となり、議員数160人に対し、114人の減員となる。</li> </ul>													
	課題	合併新法の適用の是非により議員数は46人から160人となり、対応が大きく異なる。 <議員定数46人とした場合> <ul style="list-style-type: none"> <li>行政区ごとに定員を定める等、選挙の実施方法の検討が必要となる。</li> <li>議員一人当たりの行政区域面積が増大する。</li> </ul> <議員定数160人とした場合> <ul style="list-style-type: none"> <li>議場を始めとする議会関係施設の対応が必要となり、場合によっては大規模な改修の経費を要する。</li> <li>議員報酬、政務調査費の金額設定の検討が必要となる。</li> </ul>													
	財政面への影響	<議員定数46人とした場合> <ul style="list-style-type: none"> <li>小田原市議員報酬及び政務調査費の金額に合わせた場合、議員報酬は622,004千円の歳出減、政務調査費は8,640千円の増額となる。</li> <li>平均水準に合わせた場合、議員報酬は770,958千円の歳出減となる。</li> </ul> <議員定数160人とした場合> <ul style="list-style-type: none"> <li>報酬の金額次第で大きな変化は期待できないばかりか、小田原市に議員報酬額を合わせた場合、全体で373,037千円の歳出増となる。ただし、合併特例法の規定により、160人体制は2年間が期限となる。</li> </ul>													
	対応策														

事務事業調査 (23)

事務事業名		地域情報化関係事業（公共施設予約システム）											電算分科会		
事業概要		公共施設予約システムは、インターネットに接続されたパソコンや携帯電話を使って、スポーツ施設や会議室などの公共施設の空き状況照会や予約申込みなどができるシステムである。													
事業比較	区分	小田原市	南足柄市	中井町	松田町	大井町	山北町	開成町	箱根町	真鶴町	湯河原町	例示1	例示2	例示3	
	導入しているシステム	小田原市公共施設予約システム	神奈川県市町村電子自治体共同運営協議会の公共施設利用予約システム				未導入					—	小田原市公共施設予約システム	神奈川県市町村電子自治体共同運営協議会の公共施設利用予約システム	
	システム利用可能時間	24時間	5:00~24:00 ただし、施設の空き状況及び施設情報の確認は、24時間				—					—	24時間	5:00~24:00 ただし、施設の空き状況及び施設情報の確認は、24時間	
	対応機器	パソコン	対応	対応				—					—	対応	対応
		タッチパネル式窓口端末	対応	対応				—					—	対応	対応
		携帯電話	対応	対応				—					—	対応	対応
		電話（音声応答システム）	非対応	対応				—					—	非対応	対応
	対象施設数		12施設	6施設	5施設	2施設	—					—	85施設	85施設	
	タッチパネル式窓口端末	設置施設数	7施設	5施設	2施設	1施設	—					—	85施設	85施設	
設置台数		7台	5台	2台	1台	—					—	85台	85台		
現状の分析		<ul style="list-style-type: none"> <li>公共施設予約システムを導入している自治体は、小田原市、南足柄市、中井町及び松田町の4自治体である。費用対効果等の理由により6自治体は導入していない。</li> <li>公共施設予約システムを導入している自治体のうち、小田原市は単独のシステムを導入、南足柄市、中井町及び松田町は神奈川県市町村電子自治体共同運営協議会で共同運営しているシステムを導入している。</li> <li>公共施設予約システムの基本的な機能は、小田原市が導入しているシステムと、南足柄市、中井町及び松田町が導入しているシステムとは同じである。</li> <li>公共施設予約システムの利用可能時間は、小田原市が導入しているシステムと、南足柄市、中井町及び松田町が導入しているシステムとは異なる。</li> <li>公共施設予約システムの対応機器は、小田原市が導入しているシステムと、南足柄市、中井町及び松田町が導入しているシステムとは異なる。</li> <li>公共施設予約システムの対象施設数は、自治体ごとに異なる。</li> <li>公共施設予約システムの窓口端末の設置施設数・設置台数は、自治体ごとに異なる。</li> </ul>													



都市名(人口)		宇都宮市 (504 千人)	川越市 (334 千人)	横須賀市 (421 千人)	岡崎市 (368 千人)	姫路市 (535 千人)	
類似中核市のサービス水準	導入しているシステム	未導入 (平成 19 年度導入に向けて検討中)	未導入	横須賀市公共施設予約システム	岡崎市施設予約システム	未導入	
	システム利用可能時間	—	—	24 時間	24 時間	—	
	対応機器	パソコン	—	—	対応	対応	—
		タッチパネル式窓口端末	—	—	非対応	非対応	—
		携帯電話	—	—	対応	対応	—
		電話(音声応答システム)	—	—	非対応	非対応	—
	対象施設数		—	—	35 施設	15 施設	—
	タッチパネル式 窓口端末	設置施設数	—	—	0 施設	0 施設	—
設置台数		—	—	0 台	0 台	—	
合併を想定した場合	メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共施設予約システムを導入することにより、導入していない6自治体の住民サービスが向上する。</li> <li>自治体間におけるインターネットを活用した行政サービスの格差が解消する。</li> <li>公共施設予約システムを利用して予約できる公共施設が増えるため、住民の利便性が向上する。</li> <li>公共施設予約システムを担当している職員数を削減することができる。</li> </ul>					
	課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共施設予約システムを統合する必要がある。したがって、システム統合形態(既存システムの活用、新規システムの構築など)を決める必要がある。</li> <li>公共施設予約システムの対象施設を決める必要がある。</li> <li>システム統合業務を外部委託するかどうか、また外部委託する場合は、委託業者の選定方法を決める必要がある。</li> <li>システム統合に係る費用の分担方法を決める必要がある。</li> <li>システム統合に伴いリース契約を解除する必要がある場合、リースの残りの期間について対応を考える必要がある(キャンセル料や残リース料の発生など)。</li> <li>システム統合には、開発、テスト、データ移行等に十分な期間・労力が必要とされる。</li> <li>合併時に職員がスムーズにシステムを運用できるようにする必要がある。</li> </ul>					
	財政面への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>小田原市のサービス水準に合わせた場合(小田原市公共施設予約システムに統合する場合) 毎年度 28,005 千円の支出が発生し、平成 18 年度決算額と比較すると、10 自治体全体で 17,483 千円の歳出増となる。</li> <li>各市町の平均的なサービスに合わせた場合(神奈川県市町村電子自治体共同運営協議会の公共施設利用予約システムに統合する場合) 合併初年度は 76,707 千円、次年度以降は 55,980 千円の支出が発生する。 次年度以降の支出を平成 18 年度決算額と比較すると、10 自治体全体で 45,458 千円の歳出増となる。</li> </ul>					
	対応策	<ul style="list-style-type: none"> <li>システム統合形態については、機能、処理能力、耐用年数、コストなど様々な要素を総合的に勘案して決定する。</li> <li>公共施設予約システムの対象施設については、施設所管課と調整して決定する。</li> <li>委託業者については、ノウハウ、実績、コスト、アフターフォローなど様々な要素を総合的に勘案して選定する。</li> <li>システム統合に係る費用の分担方法については、人口割、均等割、財政規模割、これらの組み合わせなど自治体間で協議して決定する。</li> <li>リース契約の解除については、リース業者と協議する。また、キャンセル料や残リース料が発生する場合は、その費用の分担方法は、自治体間で協議して決定する。</li> <li>合併日までにシステムを統合し、合併日に安全かつ確実に稼働するためには、システム統合に必要な期間を考慮して合併の期日を調整することが望ましい。</li> <li>合併時に職員がスムーズにシステムを運用できるように、合併に先駆けて、システム運用に関するマニュアルの整備や職員研修等を行う。</li> </ul>					



事務事業調査 (28)

事務事業名		個人住民税課税事務											税分科会		
事業概要		地方税法に基づき、個人に対し個人住民税を課税する。													
事業比較	区分	小田原市	南足柄市	中井町	大井町	松田町	山北町	開成町	箱根町	真鶴町	湯河原町	例示1	例示2	例示3	
	均等割	3,000円										3,000円			
	所得割	6% (標準税率)										6% (標準税率)			
現状の分析		<ul style="list-style-type: none"> <li>均等割及び所得割共に差異はない。</li> </ul>													
類似中核市のサービス水準	都市名(人口)	宇都宮市 (504千人)			川越市 (334千人)			横須賀市 (421千人)			岡崎市 (368千人)		姫路市 (535千人)		
	均等割	3,000円													
	所得割	6% (標準税率)													
合併を想定した場合	メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>合併による影響はない。</li> </ul>													
	課題														
	財政面への影響														
	対応策														

事務事業調査 (29 30)

事務事業名		法人住民税課税事務 (均等割・法人税割)													税分科会					
事業概要		地方税法に基づき、法人に対し法人市民税を課税する。																		
事業比較	区分	小田原市 南足柄市 開成町			中井町		大井町		松田町 箱根町 湯河原町		山北町 真鶴町		例示1		例示2		例示3			
	均等割	5万円～300万円 (資本金、従業員数により9段階)																		
	法人税割	資本金等の額	税率	資本金等の額	税率	資本金等の額	税率	資本金等の額	税率	資本金等の額	税率	資本金等の額	税率	資本金等の額	税率	資本金等の額	税率			
	10億円 ≤資本金等の額	14.70%	5億円 ≤資本金等の額	14.70%	10億円 ≤資本金等の額	13.50%	一律	12.30%	一律	12.30%	一律	12.30%	10億円 ≤資本金等の額	14.70%	—	—				
	5億円 ≤資本金等の額 <10億円	13.50%			5億円 ≤資本金等の額 <10億円	13.50%							5億円 ≤資本金等の額 <10億円	13.50%						
	資本金等の額 <5億円	12.30%	1億円 ≤資本金等の額 <5億円	13.50%	資本金等の額 <5億円	12.30%							資本金等の額 <5億円	12.30%	資本金等の額 <5億円	12.30%				
資本金・出資金を 有しない法人	資本金・出資金を 有しない法人		12.30%	資本金・出資金を 有しない法人	12.30%								資本金・出資金を 有しない法人		12.30%					
現状の分析		・ 法人税割の税率に差異がある。																		
類似中核市の サービス水準	都市名(人口)	宇都宮市 (504千人)			川越市 (334千人)		横須賀市 (421千人)		岡崎市 (368千人)		姫路市 (535千人)									
	均等割	6万円～300万円 (資本金、従業員数により9段階)			5万円～300万円 (資本金、従業員数により9段階)															
	法人税割 資本金等の額	一律 14.7%			14.7% Aが1億円以下で、法人税額 年400万円以下は12.3%		50億円<A 14.7%		10億円<A≤50億円 13.9%		5億円<A≤10億円 13.1%		A≤5億円 12.3%		1億円<A 1億円≤A 資本又は出資を有しない法人 (保険業法に規定する相互 会社を除く。) 法人でない社団又は財団で 代表者又は管理人の定めのあるもの		法人税割の課税標準である 法人税額が年600万円を超 えるもの 法人税割の課税標準である 法人税額が年600万円以下 のもの		14.7% 12.3%	
	均等割	<ul style="list-style-type: none"> <li>分割法人の場合には、合併により課税団体が1団体に集約されるため、ほとんどの法人が減税になる。</li> <li>合併後の主な分割法人で税収を見積もると25,340千円以上の減税となる。(内訳 小田原市:4,770千円、南足柄市:△7,620千円、中井町:△2,160千円、大井町:△1,640千円、松田町:△3,690千円、開成町:△4,640千円、山北町:△1,640千円、箱根町:△4,210千円、真鶴町:△1,640千円、湯河原町:△2,870千円)</li> <li>※便宜上、従業者数の増加に伴う均等割の増額はすべて小田原市分として計上した。</li> </ul>																		
法人税割	<ul style="list-style-type: none"> <li>例示2で課税した場合、127,799千円以上の増税となる。</li> </ul>																			
合併を想定した場合	メリット	・ 税率の設定次第では、増収が見込まれる。																		
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>不均一課税は分割法人の取扱いを複雑にするため、税率を統一する必要がある。</li> <li>負担が増える法人の理解が得られるか。</li> </ul>																			
対応策																				

事務事業調査 (34)

事務事業名		都市計画税課税事務								税分科会	
事業概要		地方税法等に基づき、市街化区域内等の土地建物に対し課税する。									
事業比較	区分	小田原市	南足柄市	湯河原町	中井町 松田町 山北町 真鶴町	大井町 開成町 箱根町		例示1	例示2	例示3	
	都市計画税(税率)	0.2%	0.2%	0.25%	課税なし		0.2%	0.2%	0.22%		
	納期限	第1期	5月末日				—	5月末日			
		第2期	7月末日				—	7月末日			
		第3期	11月末日	9月末日	12月25日	—	12月25日	11月末日	11月末日		
第4期		2月末日	1月4日	2月末日	—	2月末日					
現状の分析	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画税の納期は4月、7月、12月、2月と法定されている。ただし、市町村に特別な事情がある場合には、これと異なる納期を定めることができるとされている(地方税法第362条第1項)。</li> <li>課税できるにもかかわらず、課税していない団体が多数存在する。課税団体の税率も異なる。</li> </ul>										
類似中核市のサービス水準	都市名(人口)	宇都宮市(504千人)	川越市(334千人)	横須賀市(421千人)	岡崎市(368千人)	姫路市(535千人)					
	都市計画税(税率)	0.25%	0.2%	0.3%							
	納期限	第1期	4月末日	5月末日	5月末日	4月末日	5月末日				
		第2期	7月末日	7月末日	7月末日	7月末日	7月末日				
		第3期	12月末日	11月末日	1月4日	12月27日	9月末日				
第4期		2月末日	2月末日	2月末日	2月末日	12月末日					
合併を想定した場合	メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>課税対象が増加することによる増収が見込まれる。</li> </ul>									
	課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>負担が増える住民の理解が得られるか。</li> <li>合併により3大都市圏の特定市となるため、市街化区域内の農地については生産緑地の指定を受けない場合、小田原市及び南足柄市と同様に宅地化農地として宅地並みに課税されることが予測される。</li> <li>目的税であることから、その用途を明確にするなど、課税の必要性について住民の理解を得る必要がある。</li> </ul>									
	財政面への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>合併後の税率を0.2%で課税した場合、1,262,446千円の増収となる。(内訳 中井町:147,769千円、大井町:202,806千円、松田町:69,300千円、山北町:84,029千円、開成町:163,627千円、箱根町:575,481千円、真鶴町:80,134千円、湯河原町:△60,700千円)</li> <li>更に宅地化農地に係る固定資産税の増高に伴い、65,942千円の増収となる。(内訳 中井町:777千円、大井町:57千円、松田町:188千円、山北町:17,902千円、開成町:18,807千円、箱根町:10,485千円、真鶴町:3,428千円、湯河原町:14,298千円)</li> </ul>									
	対応策	<ul style="list-style-type: none"> <li>不均一課税の適用について検討する。</li> </ul>									



事務事業調査 (35)

事務事業名		住民・国保分科会												
事業概要		住民票の写し等の交付及び閲覧に係る手数料を徴収する。												
事業比較	区分	小田原市	南足柄市	中井町	大井町	松田町	山北町	開成町	箱根町	真鶴町	湯河原町	例示1	例示2	例示3
	住民票の写し	300円	300円	300円	300円	200円	5人 300円 6人以上 600円	200円	5人 300円 6人以上 600円	300円	300円	200円	300円	300円
	住民基本台帳の閲覧	300円	300円	300円	300円	200円	300円	200円	300円	300円	300円	200円	300円	300円
	住民基本台帳カード	500円	500円	500円	1000円	1000円	500円	500円	1000円	500円	500円	500円	500円	500円
	戸籍の附票の写し	300円	300円	300円	300円	200円	5人 300円 6人以上 600円	200円	300円	300円	300円	200円	300円	300円
	全体の歳入(円)	35,478,600	8,036,100	2,493,800	3,156,800	1,492,000	2,019,000	1,914,900	3,994,800	1,630,600	5,303,600			
	例示1の場合の増減額(円)	△11,720,200	△2,670,700	△824,100	△1,041,600	△20,000	△694,300	0	△1,341,100	△538,700	△1,731,200	△20,581,900		
	例示2の場合の増減額(円)	0	0	0	△16,000	706,000	△44,700	945,200	△28,500	0	0		1,562,000	
	例示3の場合の増減額(円)	0	0	0	△16,000	706,000	△44,700	945,200	△28,500	0	0			1,562,000
現状の分析	<ul style="list-style-type: none"> <li>各市町の手数料条例に基づいて、手数料が決められている。</li> <li>住民票、閲覧、附票の手数料は、松田町及び開成町は200円で、他の2市6町は300円の同額である(松田町・開成町は住民票、閲覧、附票の手数料を300円に平成20年4月1日改正)。</li> <li>住民基本台帳カード手数料は、大井町、松田町及び箱根町が1,000円で、他の2市5町は500円の同額である。</li> </ul>													
類似中核市のサービス水準	都市名(人口)	宇都宮市(504千人)			川越市(334千人)			横須賀市(421千人)			岡崎市(368千人)		姫路市(535千人)	
	住民票の手数料	400円			150円			300円			200円		250円	
合併を想定した場合	メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>松田町及び開成町の高水準に合わせると、他の2市6町の住民サービスは向上する。</li> </ul>												
	課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>例示2に合わせた場合は、松田町及び開成町の住民負担増となり、不満が想定される。</li> <li>例示1に合わせた場合は、多くの住民の負担が軽減されるが、大幅な収入減になる。</li> <li>受益と負担の適正化の観点から、手数料の水準について検討する必要がある。</li> </ul>												
	財政面への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成18年度の手数料実績は、全体で65,520千円である。</li> <li>例示1に合わせた場合、全体で20,581千円の収入減になる(各市町の増減額は上記の表のとおり。)</li> <li>例示2に合わせた場合、全体で1,562千円の収入増になる(各市町の増減額は上記の表のとおり。)</li> <li>例示3に合わせた場合、全体で1,562千円の収入増になる(各市町の増減額は上記の表のとおり。)</li> </ul>												
	対応策	<ul style="list-style-type: none"> <li>受益者負担の適正化と公平な費用負担の確保を図っていくこと。</li> <li>負担の公平の原則により適正な料金を設定するため、算定根拠等を考慮の上、統一が図られるよう調整する。</li> </ul>												